

高松市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定により、高松市男女共同参画センターの使用料の徴収に関する事務について次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び高松市会計規則第44条第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

高松市長 大西 秀人

- 1 委託先
高松市瓦町2丁目2-8
特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット
理事長 徳倉 康之
- 2 委託金の種類
男女共同参画センター使用料
- 3 指定した日
令和8年4月1日
- 4 委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで